河北潟ふれあい農園で
野菜づくりをはじめませんか♪

令和８年度利用者募集中！！

地図はこちら→ 河北潟ふれあい農園A - Google マップ
河北潟ふれあい農園B - Google マップ

ふれあい農園は河北潟干拓地の北部に2ヵ所あります。
車では金沢駅から 30 分。内灘駅から 15 分の距離です。
広大な干拓地の中、新鮮野菜を収穫できる喜びを満喫できます！

設置場所	石川県河北郡津幡町湖東（ 河北潟干拓地内の２カ所 ）
利用区画	１区画 ６４㎡（ ８ｍ×８ｍ ）
区 画 数	１６９区画 （ １人３区画まで利用可能 ）
利用期間	４月１日 ～ 翌年３月３１日 ※希望により、翌年度の継続利用も可能です。
利用料金	年間 １区画 ３，５００円（年度途中からの利用も同料金）
栽培作物	野菜類、花き類（ 樹木、果樹などの永年性作物は栽培できません ）

※駐車スペース・水道あります。（飲用不可）
常駐なし、トイレ，休憩室，農具の貸出し，残さ・ゴミ置き場はありません。各自でお持ち帰り下さい。
利用区画の草刈り等、各自で区画の管理及び周りの環境整備にご協力できる方を募集しております。
みなさまに気持ち良くご利用いただく為に、規則を守ってご利用いただいております。

【問い合わせ先】 一般社団法人 石川県農業開発公社 農畜産課
電話 ０７６－２５６－５１１２ FAX ０７６－２５６－５６７５
（ 電話受付時間 平日 ９時 ～ 17 時まで ）

令和８年度　空き区画あります！

ふ れ あ い 農 園 圃 場 番 号 図

湖北大橋を越えて右折し、
300m進んで左

津幡町湖東463番・464番

A

空き区画 5 区画

１区画 64㎡（8m×8m）年間利用料 3,500 円

●給水栓

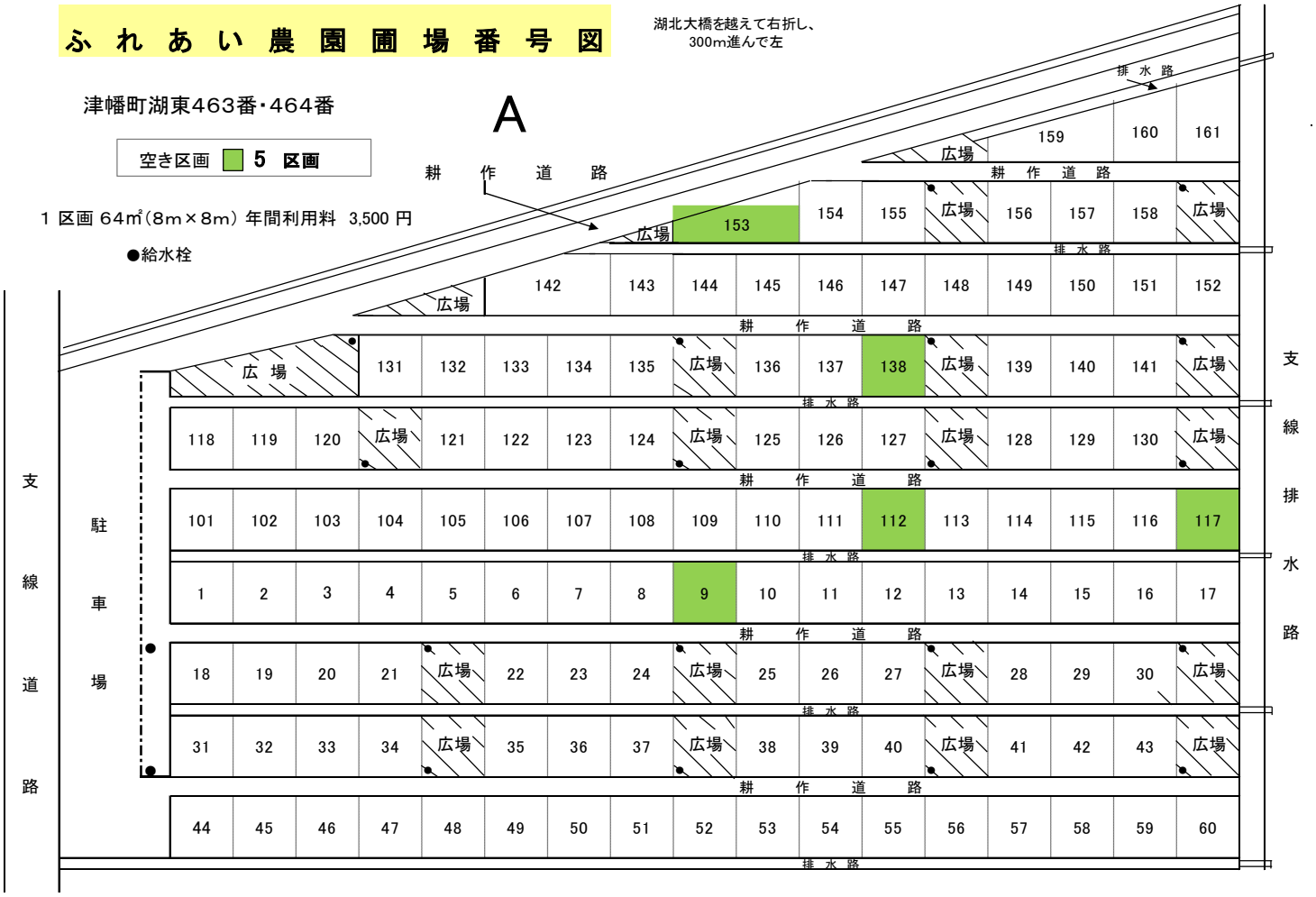

ふ れ あ い 農 園 圃 場 番 号 図

空き区画 4 区画

津幡町湖東525番

B

●給水栓

１区画 64㎡（8m×8m）年間利用料 3,500 円

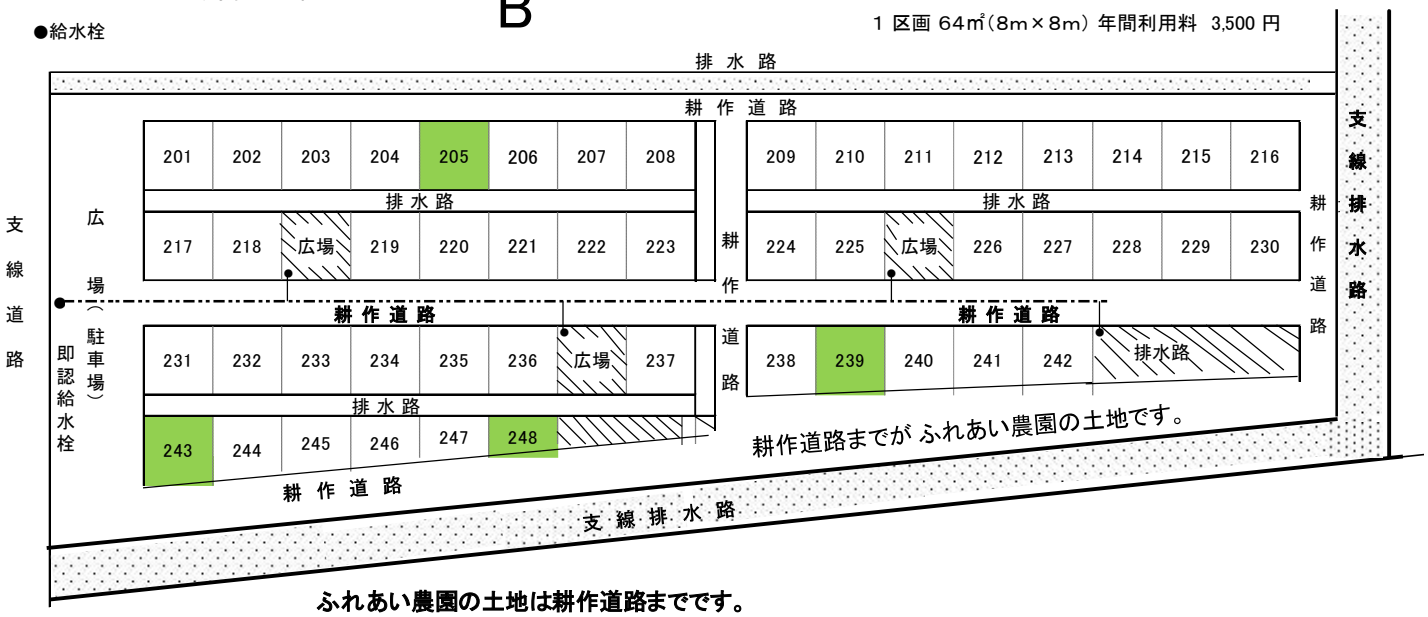

ふれあい農園の土地は耕作道路までです。

※支線排水路上に物を置いたり、支線排水路より奥の所に作物や樹木を植えないで下さい。

河北潟ふれあい農園利用申し込み方法

最後のページに記載されている**「河北潟ふれあい農園利用条件」**を必ずお読みになり、お申し込み前に**必ずお電話にて空き状況の確認**をお願いします。

電話：076-256-5112　平日９時～17時まで　事務担当：高畠

その後、封書，FAX，メール，ハガキのいずれかでお申し込み下さい。
公社から改めて確認のご連絡をさせていただく場合がございますので、申込書には必ず**連絡が取れる電話番号**を記載してください。
申し込み手続き完了後に、利用許可書と利用料金の請求書を送付致します。

※申し込みのタイミングによりホームページ上の空き区画がすでに決まっている場合もございます。ご了承ください。

① 封書・FAX でお申し込みの場合

次ページの「河北潟ふれあい農園利用申込書」をプリントアウトし、必要事項を記入して下記の連絡先に郵送または FAX して下さい。

郵送先：
〒920-8214　金沢市直江南２丁目１番　石川県農業開発公社　農畜産課あて

FAX 番号：076-256-5675

申込日　令和　年　月　日

河北潟ふれあい農園利用申込書

区分（　新規　・　追加　・　継続　）※該当する項目に○を付けてください

希望区画番号　　番　　番　　番

フリガナ

氏　名

性別　男　・　女　　**年齢**　　歳

住所　〒

電話番号　（自宅）　　（携帯）

ふれあい農園の利用にあたっては、下記の事項を遵守することに同意の上、申し込みます。

・利用区画に建物及び工作物を設置しない
・営利目的とした作物を栽培しない
・永年性作物（樹木、果樹等）を植栽しない
・正当な理由なく耕作を放棄しない
・農地を第三者に転貸しない
・作付で生じた野菜くずや雑草、肥料袋や農業資材等のゴミは持ち帰る
・農園内で野焼きをしない
・その他農園の管理運営の目的に反することをしない

〈個人情報の取り扱いについて〉
お客さまからお預かりした個人情報は、当社からのご案内等の送付やご連絡にのみ使用します。
個人情報保護法その他の法令に基づき開示することが必要である場合を除き、お客様の同意なくしては第三者に提供いたしません。

②メールでお申し込みの場合

ホームページより「河北潟ふれあい農園利用申込書（Word）」をダウンロードし、必要事項を記入して下記のメールアドレスにデータを送付してください。

メールの件名には「ふれあい農園利用申し込み」と記入してください。

メールアドレス：nouchiku@ishi-rin.or.jp

③　ハガキでお申し込みの場合

空き状況を確認後、ハガキに必要事項をご記入の上、郵送して下さい。

表

はがき
切手

〒920-8214

金沢市直江南2丁目1番地

石川県農業開発公社

農畜産課　あて

裏

令和　8年度

新　規　利　用　希　望

区画番号　　番

〒

住　　所

（ふりがな）
利用者氏名

年　　齢　　歳

電話番号

携帯番号

＊～利用終了について～＊

利用料金の支払い後は、年度途中に利用終了されても返金はできません。ご了承ください。

河北潟ふれあい農園の利用条件

１　農園は、野菜等の栽培を目的に使用し、他の目的には使用しないこと。

２　次に掲げる行為（禁止行為）は、行わないこと。
（１）建物及び工作物を設置すること。
（２）永年性作物（樹木、果樹等）を植栽すること。
（３）営利を目的とした作物を栽培すること。
（４）農地を第三者に転貸すること。
（５）その他農園の管理運営の目的に反すること。

３　農業開発公社（以下「公社」という。）の指示に従うこと。

４　公社は、次に掲げるときは、利用許可を取り消すことができること。
（１）利用者が利用申込みの取消しを申し出たとき。
（２）利用者が禁止行為をしたとき。
（３）農地を正当な理由なく耕作しないとき、又は６か月以上放置したとき。
（４）公社の指示に従わず、又は利用者としてふさわしくない行為があったとき。
（５）農園の管理運営において特別な事情が生じたとき。

５　利用期間の満了後、又は公社から利用許可の取消しがあったとき、利用者は速やかに農地を原状に回復し、返還すること。

６　公社が既に徴収した利用料は、返還しないこと。

７　農園を利用するために要する農具、資材、種苗、肥料、薬剤等の経費は、利用者が負担すること。

８　公社は、利用期間の満了、利用許可の取消し、天災、病害虫、盗難その他の原因によって発生した農作物、機材等の損害又は事故に対して責任は負わないこと。

９　利用者は、自己の責めに帰すべき理由により農園の施設等をき損又は撤去したときは、その損害を賠償しなければならないこと。

10　使用している区画については、清掃（排水路含む）及び整理整頓を行うほか、他の利用者と協力して農園内の環境の整備及び保全に努めること。